

嘆願書に對する 回答に就き 従業員諸子に告ぐ

今回吾が横濱市電氣局従業員が重大なる責任の完全なる遂行を期する爲との理由を以て共和會の名に於て爲されたる當局に對する嘆願に對しては左の通回答せり

嘆願書提出の理由とする處は要するに標準時間制を以て待遇改悪なりとも従業員は過勞に依て其生活を根底から覆へされたるに依り健康、保險、待遇等に關し嘆願するものだといふが、元來職務上の觀念は自己の従事する事業の發展を企圖すること、を以て第一要件とせなくてはならぬ、即ち事業の爲努力奮闘してこそ初めて相當する報酬を期待すべきもので今回の標準時間制の如きも此の意味に於て「正確なる勤勞」に對する報酬の原則を確立したに過ぎぬ。乗務員が規定の乗務をこなすに過ぎぬ。乗務時間がいくらか、ついても宜しい。過刻しても差支ないでは交通運輸の重大なる使命を果し得ぬでは無いか、而も現に諸君の受けつゝある報酬は昭和三年下半年の實績に依れば賞與其他各種の手當を併せ精勤者一人平均月收額百圓以上に達し世間一般の實情に照し決して生活が根底から覆へるものとは考へぬ。況んや吾が市電の財政は極度の窮乏に陥り昭和三年度に於て約四十萬圓の缺損を生じ本年度に入りても線路が増し運轉車輛が二十輛以上も増車して居るに拘はらず日々の収入は昨年比も動もすれば減收を示すやうな實情の下に在つては到底嘆願事項を認容することは出来兼ねるのである。

従業員諸子は以上の如く電氣局の實情が非常時に在ることを諒解すると同時に自己の職務觀念に立脚し慢りに自己の要求のみを先にせんとすることを慎んでもらはねばならぬ。

嘆願條項

四、行路變更指定の場合五割増支給せられたし

回答 増給し難し

説明 行路變更は祭日其他市中人出多き日の配車状態に適應せんが爲めて所定勤務時間制に依らず其の始業時及終業時を臨時指定するものにして之れが爲め勤務時間を延長することありとするも所謂超過時間割増制に依つて自ら調節せらるゝを以て勤務時間の全體に對し割増すべき筋合のものにあらず、一年間僅かに一人當り平均數回遭遇する非常時の勤務の如きは喜んで自己の従事する事業の爲めに従事覚悟があつて欲しい

五、工務従業員信號人に運輸現業員と同一の加給月額支給せられたし

回答 支給し難し

説明 車掌運轉手に在りては最高日給を二面に限定しある爲め加給月額を設けたるも工務従業員に在りては日給最高の限度なく兩者給料制度の根本を異にするが故に加給月額は工務従業員其他に之を及ぼすべきものに非ず。強いて之を適用せんとならば現給日給額を低下すべき事となる

六、事故に對する辯護料は一切當局負擔とせられたし

回答 各事件毎に考慮すべし

説明 法の裁きは常に公正であつて過重な處分を受けることは異例であるから概括的に當局の一切負擔と爲すことを得ず當局に於て未々事件を審理して其の都度決定せんとするもので敢て嘆願を犯むものではない、現に當局の費用で警争中のものあり、又之を實行して無罪の判決を受けた例もあるのである

七、勤務演習並簡易點呼召集者に日給全額支給されたし

回答 支給し難し

説明 勤務演習に對しては現に當局より日給二分の一を支給せらるゝ外共済組合より一日の付月收額の百分の一即ち日給の三割三分の給與を受け合計日給の八割三分となり之に軍機から受ける給與を併せれば大約日給全額となるのである

八、工務従業員にケツプ支給及外套貸與規

とする宣傳の如く今回の時間割改正に依りて車間距離の調節が不可能であるなどと言ふこと、絶対に有り得べからざる事である終りに附言して置き度いことは電氣局財政窮乏の實情は冒頭に述べた通り嘆願書に言ふが如く「財源に於ては充分の餘裕ある事を維持する」など、事情に通せずして慢りに事業經營に關する容喙をすることに對しては回答の限りに在らざるも市民の交通に重大なる關係を有する事柄であるから特に以上の事實を詳記して諸君の注意を促すものである

十、採用規程一部改正せられたし

回答 信號人が車掌又は運轉手を志望する場合に在りては業務上差支なき限り試験を受くることを許容すべし

説明 信號人は本人の希望に依り信號人として採用した者であつて當局が將來車掌運轉手にする爲めに限りに信號人として置くものはない、元來電氣局の各種の備人は電氣局事業に適當なる人員人物を配置してあるのみに單に年齢が長じたからと云ふて本人の希望に應じて無試験で車掌運轉手に職務を轉ずることを許容する事は出来ぬ

十一、同一作業に對し同一賃金を支給せられたし

回答 支給し難し

説明 事業上の便益から補助車掌として少年労働者を雇入れる爲め一般社會の青年労働者の失業の責任を電氣局が負担したればならぬ理由はない、又同一作業であるから同一賃金を支給するとしたらば車掌、運轉手の存職年數や技術や成績に依る等級上の區別は無意味のものとなつて恐らくは多數の不平等を免れぬ

補助車掌の制度は各都市共之を實行する處であつて其の賃銀も區別あつてこそ然る可きものと認める

十二、乗務時分計算規定並給與規定一部改正せられたし

回答 改正し難し

説明 今回の改正は繰り返して言ふが如く周到な計算に依つて實際運轉に要する時間を基礎として標準時間を定め而も其の一割迄遅延することは之を認める制度であり又正確な勤務觀念に依つて運轉の正確、圓滑を期せんと爲めに運轉、早退の取扱を勵行せんとするに過ぎない、即ち眞面目に勤務に勉勵するものに於て生活上及就業中の不安など